

## 保健師・助産師・看護師・准看護師の業務従事者届出用紙の記入について

◆各問の該当選択肢の上のだ円を、黒色のボールペンもしくは黒色の鉛筆で塗りつぶしてください。

◆「⑧他の保有免許」のみ複数回答が可能です。その他の項目は1か所のみ塗りつぶしてください。

### 1 看護師の特定行為研修の修了状況

#### (1) 特定行為研修の修了の有無

ア 12月31日現在において、特定行為研修の指定研修機関（以下「指定研修機関」という。）から「特定行為研修修了証」が交付されている場合は、特定行為研修を修了していることとすること。（修了している場合、研修機関を記載すること。）

イ 12月31日現在において、特定行為研修を受講していない場合（指定研修機関において現に受講中又は受講した者であって、指定研修機関から「特定行為研修修了証」が交付されていない場合も含む。）は特定行為研修を修了していないこととすること。

#### (2) 修了した特定行為区分

ア 指定研修機関から交付された「特定行為研修修了証」の「修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称」の欄に記載されている特定行為区分の番号を全て記載すること。

イ 指定研修機関から交付された「特定行為研修修了証」の「修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称」の欄に記載されている領域別パッケージ研修の該当する番号を全て記載すること。なお、領域別パッケージ研修に含まれる特定行為区分についても、該当する番号を全て記載すること。

ウ 特定行為研修を修了していない場合は記載の必要はない。

### 2 「業務従事場所」の説明について

#### (1) 病院

医療法第1条の5第1項に規定する病院において業務に従事している者

#### (2) 診療所

医療法第1条の5第2項に規定する診療所において業務に従事している者

\* 「19事業所内診療所」（助産師は「17事業所内診療所」）を除く

ア 有床 入院させるための施設を有する診療所に従事している者

イ 無床 入院させるための施設を有しない診療所に従事している者

#### (3) 助産所

医療法第2条第1項に規定する助産所において業務に従事している者。分娩取扱いの実績がない場合においても、現在、分娩の依頼に応ずる体制がある場合には「分娩の取扱いあり」の項目に記入すること。

ア 開設者 助産所の開設の届出を行った者

\*「ウ 出張のみによる者」に該当する者を除く。

イ 従事者 ア、ウに該当しない者

ウ 出張のみによる者 出張のみによって業務に従事している者として、医療法第5条の適用を受け、開設の届出を行った者

(4) 訪問看護ステーション

介護保険法又は健康保険法に基づき、訪問看護事業を行う事業所（ただし、病院又は診療所を除く）において従事している者

ア 管理者 訪問看護ステーションに置かれる管理者である者

イ 従事者 ア以外の者

(5) 介護保険施設等

次のアからカに掲げる施設・事業所において従事している者

ア 介護老人保健施設 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設において業務に従事している者

イ 介護医療院 介護保険法第8条第28項に規定する介護医療院において業務に従事している者

ウ 特別養護老人ホーム 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）において業務に従事している者

エ 居宅サービス事業所 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（ただし、訪問看護事業を除く。）を行う事業所において業務に従事している者

オ 居宅介護支援事業所 介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う事業所において業務に従事している者

カ その他 ア～オ以外の介護保険法に規定する施設又は事業所において業務に従事している者

(6) 社会福祉施設

社会福祉法に規定する社会福祉施設（施設を必要としない社会福祉事業を行う事業所を含む）において業務に従事している者。ただし、「1病院」から「12 介護保険施設（その他）」（助産師は「1病院」から「11 訪問看護ステーション（従事者）」）に該当する場合を除く。

ア 老人福祉施設 老人福祉法に規定する老人福祉施設において業務に従事している者

イ 児童福祉施設 児童福祉法に規定する児童福祉施設において業務に従事している者

ウ その他 ア、イ以外の社会福祉施設において業務に従事している者

(7) 保健所、都道府県又は市町村

ア 保健所 保健所において業務に従事している者

イ 都道府県（アを除く） 都道府県の職員であって、保健所以外の場所において業務に従事している者

ウ 市区町村（アを除く） 市区町村の職員であって、保健所以外の場所において業務に従事している者

\*市立保育園等公立の施設で従事している者は、その従事場所で提出してください。

#### (8) 事業所

「1 病院」から「18 市町村（保健所除く）」及び「21 看護師等学校養成所又は研究機関」（助産師は「1 病院」から「16 市町村（保健所除く）」及び「19 看護師等学校養成所又は研究機関」）に該当しない事業所（会社、工場その他の事業所（これらの事業所に設置される診療所を含む。））において業務に従事している者（保健師であって衛生管理業務を併せ行っている者を含む。）

ア 事業所内診療所 事業所に設置されている診療所において業務に従事している者

イ その他（アを除く） ア以外の事業所において業務に従事している者

#### (9) 看護師等学校・養成所又は研究機関

文部科学大臣の指定した保健師学校、助産師学校、看護師学校若しくは准看護師学校又は都道府県知事の指定した保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは准看護師養成所において従事している者及び看護に関する専門知識を用いて研究機関において従事している者

#### (10) その他

「1 病院」から「21 看護師等学校養成所又は研究機関」（助産師は「1 病院」から「19 看護師等学校養成所又は研究機関」）に該当しない場所において業務に従事している者

### 3 「形態（雇用形態）」の説明について

(1) 正規雇用 施設が直接雇い入れた者であって、契約期間が限定されていない者

(2) 非正規雇用 パートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員など名称に係わらず、「正規雇用」・「派遣（紹介予定派遣を含む）」に該当しない者

(3) 派遣 派遣会社から派遣されている者（紹介予定派遣を含む。）

### 4 「勤務時間（常勤換算）」の説明について

「勤務時間（常勤換算）」は、「雇用形態」に係わりなく、次により記載すること。

(1) フルタイム労働者 1 週間の所定労働時間が 40 時間程度（1 日 8 時間・週 5 日勤務）の者

(2) 短時間労働者 フルタイム労働者と比較して、1 週間あたりの所定労働時間が短い者。その場合は、常勤換算した数値を記入すること。（小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位で記入する。0.1 に満たない場合は 0.1 と記入する。）

※育休・休職中の場合は0と記入すること。

例：フルタイム労働者の1週間の所定労働時間が40時間（8時間×週5日）で、パートタイマーとして週9時間（1日3時間×週3日）勤務している場合  
常勤換算：9時間÷40時間=0.225

⇒ 小数点以下第2位を四捨五入して 0.2 とする。

5 「従事期間等」の説明について

(1) 「従事したことがある」とは、次のアからウにより判断すること。なお、同一の就業場所の労働者のうち、短時間労働者であっても、アからウに該当する限り、「従事したことがある」とする。

ア 期間の定めがなく雇われていた場合

イ 1ヶ月を超える期間を定めて雇われていた場合

ウ 日々又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われていた者が2ヶ月以上かつ各月18日以上雇われた場合

(2) 従事期間は、現在の従事場所において連続した従事期間の年数により記入すること。

なお、下記の場合についても連続（変更がない）とすること。

ア 同一の者が設置する施設・事業所間の異動・転勤に伴う場合

イ 設置者の相続や法人の合併等によって設置者の変更のみがあった場合

ウ 病院において「病棟、外来、その他」の間で異動した場合

エ 同一の医療法人が設置する「病院、診療所」の間で移動した場合

ただし、同一敷地内にある医療法人立の病院と社会福祉法人立の特別養護老人ホームの間で異動した場合は、非連続（変更あり）とする

オ 訪問看護ステーションにおける「管理者、従事者」の間で異動した場合

カ 派遣から正規雇用など雇用形態の変更があっても、従事場所の変更がなかった場合

キ 准看護師としての就業を継続しながら看護師免許を取得した場合など、免許の変更があっても、従事場所の変更がなかった場合

なお、従事期間が2年以上の場合は、指定欄に年数も記入すること

(3) 新規、再就業、転職、その他については、下記のとおりとすること

ア 新規 免許取得後、初めて保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事した場合。（ただし、2以上の免許を有する場合、最初の免許を取得後に従事した場合とする。）免許取得後、1か月以内に看護師等として従事せず、看護師等以外の業務に従事していた者や看護師等として未就業かつ、就業の見込みがなかった者は含まれない

イ 再就業 現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事していない場合（ただし、「新規」を除く。）

- ウ 転職 現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事したことがある場合
- エ その他 新規、再就業及び転職のいずれにも該当しない場合